

令和3年4月9日

## 金融商品仲介業に係る制度整備等を行うための 諸規則改正等についての意見募集について

### I 改正等の目的

今般、投資信託委託会社が行う自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集若しくは私募について、現行の「金融商品取引法」に基づく金融商品仲介業者に対して委託することが可能であることが明確となったことに伴い「金融商品取引法」に基づく金融商品仲介業に係る必要な規定の整備などを図るため諸規則の改正を行う。

### II 募集期間

令和3年4月9日（金）より令和3年5月10日（月）（午後5時）まで

### III 新設する規則及びその内容

#### (1) 金融商品仲介業者に関する規則

正会員の金融商品仲介業に係る業務の委託に関し、金融商品仲介業者に遵守させるべき事項等を定める。

#### (2) 外務員の登録等に関する規則及びその細則

外務員の登録申請手続き、登録の拒否要件、外務員の処分等について定める。

#### (3) 金融商品仲介業者の従業員等のサービスに関する規則

金融商品仲介業の業務に従事する従業員等のサービスの基準、外務員資格等を定めるとともに、従業員等に対する会員の監督責任について定める。

### IV 改正する規則及びその内容

#### (1) 受益証券等の直接募集等に関する規則

金融商品仲介業者が受益証券等の募集・私募の取扱いを行うことに伴い、金融商品仲介業者に係る所要の改正を行う。

(第10条の2、第12条、第14条の改正)

#### (2) 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則

金融商品仲介業者が受益証券等の募集・私募の取扱いを行うことに伴い、金融商品仲介業者に係る所要の改正を行う。

(第3条～第5条、第6条、第7条、第10条の改正)

#### (3) 苦情及び紛争の解決のための業務委託等に関する規則

定款改正（第4条）を踏まえ、金融商品仲介業者に係る所要の改正を行う。

(第2条、第3条、第5条～第10条の改正)

## V 今後の予定等

本件に寄せられた意見に対する修正事項等の検討を行い、令和3年6月開催予定の自主規制委員会、政策委員会及び理事会にて規則の一部改正等を附議することを目標とする。

以 上